

## 評議員選出規程

(総則)

第 1 条 この規程は、当法人の定款第 8 条第 1 項の定めに従い、評議員の選出及び資格喪失に関する事項について定める。

(評議員選考委員会の構成員となる評議員を代表する者)

第 2 条 定款第 8 条第 1 項に定める評議員選考委員会の構成員となる「評議員を代表する者」は、北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州の各地区毎にそれぞれ 1 名ずつとする。

上記の各地区は、当該地区に所属する評議員の過半数をもって当該地区の「評議員を代表する者」を選出する。

(選考及び選出並びに選考の公示)

第 3 条 評議員の選考および選出は、2 年に 1 度行われるものとする。評議員選考委員会が評議員を選考しようとするときは、理事長は、その選考の日の 6 か月前までに、専門会員に対してその旨を適当な方法で通知(公示)するものとする。

(申請及びその撤回)

第 4 条 評議員になろうとする専門会員は、原則として選考の 4 か月前までに、理事長宛てにその旨を申請しなければならない。

前項の申請にあたっては、申請者は、理事及び監事のうち 2 名以上の者の推薦状を添えて、申請書その他所定の書類を提出しなければならない。

第 1 項に基づいて申請した者がそれを撤回するときは、選考の 2 か月前までに申請者本人の自署による撤回届を理事長に提出するものとする。

(選考及び選出)

第 5 条 理事長は、評議員選考委員会の委員長となる。

委員長は、評議員選考委員会の議長となり、その議事を統括する。

評議員は会員数の 5%程度とする。

定款第 8 条第 1 項に定める評議員選考委員会による選出の効力が発生する日に満 65 歳を超える専門会員は、評議員に選出されることができないものとする。

定款第 8 条第 1 項第 2 号に定める「顕著な業績」とは、脊椎脊髄病に関する発表(研修講演を含む)及び掲載論文があり、かつ脊椎脊髄に関する英文論文(筆頭著者 3 編以上)を有することを必要条件とする。論文・発表は、その内容および申請者の貢献度を段階的に評価し、審査の参考とする。

定款第 8 条第 1 項第 2 号に定める「顕著な実績」とは、学会の役員、評議員、委員会委員、座長などであり、社会的貢献度とは、相応の役職(例えば、主任教授、部長(医長)など)と共にその見識・人柄や国内外学会での発表・発言(質疑応答)の内容などにより、総合的に評価・判断されるものである。

前 2 項の定めにかかわらず、第 4 条第 1 項所定の申請を行う者がいない(なお、第 4

条第 項所定の申請を行う者がいずれも前 2 項に定める「顕著な業績」または「顕著な実績」を満たしていない場合も同様とする。) 都道府県については、当該都道府県にある大学の整形外科主任教授の推薦をもって、定款第 8 条第 項第 2 号に定める「顕著な業績」及び「顕著な実績」を有するものとみなすことができる。

前項に定める大学の整形外科主任教授の推薦を受けた者が評議員になろうとするときは、第 4 条第 項に定めるところに従い、申請書その他所定の書類を提出しなければならない。

第 項に基づき大学の整形外科主任教授の推薦を受けた者は、あくまでも、当該大学ないし当該都道府県内にある関連施設の従業者たる地位にあることを条件として、評議員に選出される資格を取得し、また、評議員に選出されるものとする。これらの地位をいずれも喪失したときは、それが評議員に選出される前であれば、当該被推薦者はもはや評議員に選出されることはできないものとし、評議員に選出された後であれば、当該被推薦者は当然に評議員たる地位を喪失するものとする。

(再選出)

第 6 条 評議員選考委員会が、過去に評議員であったことがある者または現に評議員である者を評議員に選出することは、妨げない。

現に評議員である者を評議員に選出するときは、その選考にあたって、次の各号に記載する事項が全て存在すれば、定款第 8 条第 項第 2 号に定める「顕著な業績」及び「顕著な実績」があるものとみなすことができる。

1. 評議員に選出された後、本学会で発表(共同演者・教育研修講演を含む。)ないし座長を合計 4 回以上行ったこと
2. 脊椎脊髄病に関する内容を他学会・学術誌・講演会等で発表・掲載論文・講演等があること
3. 任期中に義務として振り当てられた学会英文誌の査読業績(任期中の全ての査読論文番号リスト添付、任期中に振り当てられなかった場合は不要)

(選考結果に対する異議申し立て)

第 7 条 選考の結果について不服のある申請者は、選出結果が総会に報告された日から 2 週間以内に、文書で委員会に対して不服を申し立てることができる。

(辞退)

第 8 条 自ら評議員であることを辞退しようとするときは、当該評議員本人が理事長宛てに書面でその旨を申し出るものとする。

理事長が前項の申し出を受けたときに、当該評議員はその地位を喪失する。

(平成 25 年 5 月 23 日理事会承認)

(平成 28 年 3 月 19 日改訂)

(平成 29 年 4 月 12 日理事会承認)